

2009年7月23日

各 位

栄光債権回収株式会社
代表取締役 神野哲夫

法務省による業務改善命令について

本日、法務省より債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

このことから、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社としましては、今回の業務改善命令の内容を真摯に受け止め、新体制の下、速やかに改善に取り組むとともに、内部統制の充実・強化及び法令遵守態勢の構築を図り、再発防止に努めてまいり所存であります。

お客様をはじめ、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. 業務改善命令の内容について

法務省による業務改善命令は、以下のとおりです。

内部統制の充実・強化を図ること

法令遵守態勢を構築すること

上記 に関する改善計画を2009年8月24日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、実施状況を1ヶ月ごとに報告すること。

2. 改善策について

以下の内容を骨子に、具体的な改善策及びその改善計画を早急に決定し実行致します。

今回の改善命令を受けるに至った要因を明確にした上で、内部統制の充実・強化に取り組む経営姿勢を社内において明確化します。

業務の遂行に必要となる社内規則を再整備し、これを社員全員が遵守する態勢を構築します。

業務を適切に分離・分担させることにより、役職員の権限・責任を明確化し、相互牽制が有効に機能する組織体制を再構築します。

過誤事例や不備事例が発生した場合には、徹底的に原因を究明分析し、その分析結果に基づく再発防止策等を策定し、当該再発防止策等を迅速かつ確実に実行することの出来る態勢を構築します。

の態勢の実効性を自ら検証することの出来る内部監査態勢を構築します。

役職員が、法令を正しく理解し、確実に遵守することの出来る態勢を構築します。

以 上